

財務省告示第二百二十九号

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る関稅定率法第八條第二十七項に規定する調査開始の件（平成十八年八月三十一日財務省告示第三百三十四号）で告示した関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第二十七項の調査の結果、大韓民国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維について、同條第二十五項の規定により不当廉売関稅を課する期間を延長することが決定されたので、不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 関稅定率法第八條第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - （一） 品名 ポリエステル短纖維
  - （二） 銘柄、型式及び特徴 ポリエステル短纖維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、三・八八デシテックスを超え二十二・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十ミリメートル以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第五五〇三・二〇号に分類される。主として、布団等の詰めわた、カーペット等に用いられる。

二 関税定率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国若しくは地域

- (一) 大韓民国（以下「韓国」という。）。ただし、ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出された場合、及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ輸出された場合を除く。

(二) 台湾

三 関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の施行の日から平成二十四年六月二十八日までの期間（関税定率法第八条第二十五項の規定に基づき平成十九年七月一日より延長される期間を含む。）

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

- (一) 本件調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された指定貨物（ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもの（同令別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び同令別表第二に掲げる者により生産され、同令別表第一に掲げる者により本邦へ輸出されたものを除く。

（ ）又は同項第三号に掲げる地域を原産地とするものをいう。以下同じ。）の輸入が指定期間（同項第四号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

□ 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

（二） 本件調査の対象となる貨物  
指定貨物

（三） 同種の貨物

不当廉売関税の課税後も、指定貨物と国内で生産されている同種の貨物の代替性等については変化がなく、同種の貨物に係る当初調査の認定を変更するものではないことを確認した。

（四） 不当廉売された指定貨物の輸入が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

韓国及び台湾の供給者（輸出者又は生産者をいう。以下同じ。）への質問状に対し、輸出実績がないと回答した者を除き、韓国の供給者については三者から回答があったのみであり、台湾の供給者については回答がなかった。回答のあった韓国の供給者三者についても、正常価格

の算定等に必要な情報の提供等がなかったことから、調査当局は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づき、不当廉売の継続又は再発のおそれについて認定した。

イ 韓国について

（イ） 指定期間においても、不当廉売された指定貨物の輸入は継続している。

（ロ） 韓国の供給者には、三万トン以上の余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である中華人民共和国（以下「中国」という。）、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）及び欧州連合において不当廉売関税の課税が行われている等、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び国内市場があるとは認められない。

（ハ） 韓国産指定貨物については、指定期間の満了後に想定される正常価格と輸出価格との差（以下「不当廉売差額」という。）は、一キログラム当たり二十五・七円から百三十五円百四十円（情報提供者の企業秘密情報が推定できるため、具体的な価格は秘密扱い。）の間である。

したがって、指定期間が満了した場合、韓国からの不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、かつ当該輸入量も相当程度増加するおそれがある。

ロ 台湾について

(イ) 不当廉売関税の課税により、指定貨物の輸入は実質的に停止した。

(ロ) 台湾の供給者には、二十一・二万トンの余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である米国及び欧州連合において不当廉売関税の課税が行われていること、中国が国内生産を大幅に伸ばしてきていること等から、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び域内市場があるとは認められない。

(ハ) 台湾産指定貨物については、指定期間の満了後に想定される不当廉売差額は、一キログラム当たり二十一・二円から四十二・六円となる。

したがって、指定期間が満了した場合、台湾からの不当廉売された指定貨物の輸入が再発するおそれがある。

(五) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項については、(四)同様「知ることができた事実」に基づき認定した。

調査対象期間中の本邦の産業に与える損害に係る指標は、在庫量では改善傾向も見られると

ともに、国内販売価格に原材料費の価格上昇分を転嫁することはできているものの、営業利益が依然として赤字である等その他の要因では改善したとは認められず、本邦の産業は依然として脆弱な状況にある。

イ 四イロ及びロロに記載したとおり、韓国及び台湾の第三国市場並びに韓国国内及び台湾域内に追加的な増産を吸収できる市場があるとは認められない。

ロ 韓国及び台湾の余剰生産能力は、それぞれ三万トン以上及び二十一・二万トンであり、国産品の国内販売量（七万九百二トン）と比して大きく、両国の余剰生産能力が日本市場に向けられた場合、本邦の産業に大きな影響を及ぼす。

ハ 韓国及び台湾産指定貨物の輸入量の増大は、国産品の国内販売量の減少をもたらすおそれがある。

ニ 韓国及び台湾産指定貨物の指定期間の満了後に想定される国内販売価格は、平成十七年度の国産品の国内販売価格に比べて、一キログラム当たり三十円 三十五円（情報提供者の企業秘密情報が推定できるため、具体的な価格は秘密扱い。）から百十円 百十五円（情報提供者の企業秘密情報が推定できるため、具体的な価格は秘密扱い。）も下回り、国産品の国内販売価格の引下げ圧力となり、国内産業に対して大きな影響を及ぼす。

したがって、韓国及び台湾の供給者からの不当廉売された指定貨物の輸入が継続又は再発す

ることとなれば、その輸入量及び輸入価格が、依然として脆弱であると認められる国内産業に与える影響が大きいと考えられることから、国内産業に与える実質的な損害が継続し、又は再発するおそれがあると認定した。

(六) 結論

入手した証拠に基づき総合的に判断すると、指定期間の満了後に不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがあり、また、その輸入により国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められる。

五 その他参考となるべき事項

(一) 申請者が本邦の産業に有する利害関係に関する事項

帝人ファイバー株式会社、東レ株式会社及びユニチカファイバー株式会社（以下「申請者」という。）の同種の貨物の生産高の合計が国内総生産高に占める割合は五十パーセントを上回り、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等」についてのガイドライン」に照らし、不当廉売関税に関する政令（以下「不当廉売関税政令」という。）第四条に規定する「相当の割合」を占めていると認められること等から、当該申請者は同条に規定する「本邦の産業」に該当すると認められた。

(二) 調査の経緯

イ 課税期間の延長申請及び調査開始

(イ) 平成十八年六月三十日、申請者より、「大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書」（以下「申請書」という。）が提出された。

(ロ) 申請書の内容を検討した結果、調査を開始するに足る十分な証拠があり、必要があると認められたことから、平成十八年八月三十一日、関税率法第八条第二十七項の規定により、調査の開始を決定した。

ロ 質問状の送付等

(イ) 平成十八年十月十三日、調査当局で把握できた韓国及び台湾の供給者三十八者（韓国二十一者及び台湾十七者）に対し、質問状の受領後三十日以内を回答期限として質問状を送付した。また、同年十月十七日、韓国政府及び台湾当局に対し供給者に対する質問状を送付するとともに、質問状を受領していない供給者に係る情報の提供を求めた。

(ロ) 平成十八年十月十三日、当初調査の結果、不当廉売関税が課されていない韓国の生産者四者に対し、質問状の受領後三十日以内を回答期限として質問状を送付した。

(ハ) 平成十八年十月十三日、調査当局で把握できた同種の貨物の本邦の生産者十八者、指定貨物又は同種の貨物の輸入者五十七者及び産業上の使用者三百六十五者に対し、質問状の

受領後三十日以内を回答期限として質問状を送付した。産業上の使用者の二者については、問合せ及び回答書によりそれぞれ輸入者にも該当することが判明したため、新たに質問状を送付した。

(二) これらの者のうち利害関係者（不当廉売関税政令第十条第一項に掲げる利害関係者をいう。以下同じ。）に対しては、これら質問状において、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、ダンピング防止協定第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。

#### 八 未回答供給者等への回答の再依頼

(イ) 平成十八年十一月二十七日、五二〇のとおり送付した質問状に対して回答がなかった供給者、本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者等に対して、同年十二月十五日を新たな回答期限として回答書の提出を督促した。その際、これらの者のうち利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、ダンピング防止協定第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。

(ロ) 平成十八年十一月三十日、回答書を提出したものの回答が不十分であった供給者二者及び輸入者一者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、同年十二月十五日を新た

な回答期限として更なる情報提供を求めた。その際、これらの利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、ダンピング防止協定第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。

(八) 平成十八年十二月五日、回答書を提出したものの回答が不十分であった本邦の生産者三者及び輸入者三者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、同年十二月二十二日を新たな回答期限として更なる情報提供を求めた。その際、これらの利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、ダンピング防止協定第六・八条に規定する「知ることができた事実」に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。

(二) 平成十九年四月三日、韓国化繊協会から、韓国の供給者であるサムフン・カンパニー・リミテッド (SAMHEUNG CO., LTD.) の代理として、平成十八年十月十三日に送付した質問状へ回答することが現時点で可能か否かの照会があった。検討の結果、同社の回答を受理することはできない旨の書面を平成十九年四月五日、韓国化繊協会に対し送付した。

すべての利害関係者から対質の申出はなく、対質は実施されなかった。

#### ホ 現地調査

(イ) ダンピング防止協定第六・七条及び附属書 において、現地調査は提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、調査当局は、実質的に、韓国及び台湾の供給者から現地調査で確認するに値する情報を提供されていない状況であったことから、韓国及び台湾の供給者については現地調査を実施しなかった。

(ロ) 一方、質問状について、現地調査で検証するに足る十分な回答書を提出した本邦の生産者五者に対して、現地調査に対する同意を得た上で、国内現地調査を実施した。

へ 不当廉売関税を課するか否かの決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。

#### ）の開示

不当廉売関税政令第十五条に基づき、重要事実を利害関係者に対し書面により通知し、利害関係者からの反論等を受け付け、(五三)のとおり検討を行った結果、重要事実を変更する必要はないものと認められた。

(三) 重要事実の開示に対する利害関係者の反論等及びこれを採用しないものとした理由

#### イ 利害関係者の意見書の概要

利害関係者より、不当廉売関税を課する期間を延長する決定においては、正常価格の算定方法が不当廉売関税政令第二条第一項第三号の規定に基づいたものであることを明確にするよう意見書が提出された。

□ 利害関係者の意見書を採用しないものとした理由

利害関係者の意見書は、重要事実の開示において示された調査当局の判断そのものの変更を求めるものではないことから、調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

(四)

調査当局の認定及び結論を詳細に記載した報告書

ダンピング防止協定第十二・二条の規定に基づき公表される、調査当局の認定及び結論を詳細に記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。